

## ふくしま田園中枢都市圏ウクライナ避難者サポートバンク登録制度要綱

### 1. 趣旨

この要綱は、ロシアの軍事進攻によりウクライナから避難された方（以下「ウクライナ避難者」という。）が、ふくしま田園中枢都市圏域（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）において安全・安心で快適な生活を送ることができるよう必要な支援を行うため、ふくしま田園中枢都市圏ウクライナ避難者サポートバンク（以下「サポートバンク」という。）を設置し、通訳及び生活支援ボランティアを登録することに関し、必要な事項を定める。

### 2. 活動等の内容

#### (1)通訳ボランティア

行政窓口や学校等において、相談や各種手続きを行う際のウクライナ語、ロシア語又は英語から日本語への通訳

#### (2)生活支援ボランティア

ウクライナ避難者が買い物や病院等に出かける際の同行又は生活全般に関する困りごとへの相談対応等

### 3. 登録資格

#### (1)通訳ボランティア

(ア) 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村又は飯舘村のいずれかの地内で活動できること

(イ) 満 18 歳以上であること

(ウ) 日常会話程度の語学レベルを有すること

#### (2)生活支援ボランティア

(ア) 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村又は飯舘村のいずれかの地内で活動できること

(イ) 満 18 歳以上であること

### 4. 登録

サポートバンクへの登録を希望する者は、「ふくしま田園中枢都市圏ウクライナ避難者サポートバンク登録申込書」に必要事項を記入し、福島市に提出するものとする。

2 登録者名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに福島市に連絡するものとする。

3 登録は、複数の種類について行うことができるものとする。

## 5. 活動報酬

登録者は、原則として、無報酬でボランティア活動を行うものとする。

## 6. 個人情報の取り扱い

サポートバンクへの登録に際して提供を受けた個人情報については、通知、連絡等、該当ボランティア活動に際し必要な場合のみ使用し、本人の許可なく第三者へ開示・提示することはないものとする。

## 7. 秘密の保持

登録者はボランティア活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

## 8. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は令和4年8月31日から施行する。